

# 仕様書

## 1 業務名称

大阪市淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託  
(令和8年6月から令和10年5月契約分) (長期継続契約)

## 2 事業の目的

大阪市では、概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な団体が集まり、話し合い、協力しながら、様々な分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組である「地域活動協議会」の形成を促進し、その自律的運営に向けた支援に取り組んでいる。

淀川区においても、18地域において形成された地域活動協議会の自律的な運営と、多様な団体間の協働を支援するため、本事業では、中間支援組織の機能を活用することで、地域の特性や実情に応じたきめ細かな支援を行い、住民が安心して暮らせる持続可能な地域コミュニティの実現をめざすことを目的とする。

### <これまでの経過の参考>

- 平成23年3月「なにわルネッサンス 2011－新しい大阪市をつくる市政改革基本方針－」策定  
地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の形成について提示

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000119520.html>

- 平成24年7月「市政改革プラン－新しい住民自治の実現に向けて－」策定  
地域活動協議会の形成や財政的支援の具現化

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000178949.html>

- 令和6年3月「新・市政改革プラン－未来へつなぐ市政改革－」策定  
市政改革プランの更新を重ね、市政改革を進めていくうえでの理念やめざす姿などを示した  
「基本方針」と、その方針に基づく具体的な取組内容を示す「取組項目」とで構成

<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000620810.html>

## 3 発注者

大阪市淀川区役所（以下、「区役所」という。）

担当・連絡先 市民協働課

TEL 06-6308-9734 FAX 06-6885-0535

MAIL [t10002@city.osaka.lg.jp](mailto:t10002@city.osaka.lg.jp)

## 4 委託業務内容

本事業の目的を達成するため、区役所が指定する区役所庁舎4階のスペース内に事務所（以下、「淀川区まちづくりセンター」という。）を次の「(1)」のとおり設置したうえで、以下、「(2)」～「(4)」の業務を行うこと。

なお、「淀川区まちづくりセンター」の設置・運営にかかる取り扱い事項については、光熱水費等を受注者が負担することや中古の事務机等の区役所からの貸与品等について定めた「協定書」を別途締結することとする。

また、淀川区内18地域においては様々な地域課題や地域資源等があること、及び次の各地域における課題・実情等を十分念頭に置きながら業務の遂行にあたること。

## 淀川区の実情・課題及び各地域の状況等

### 【淀川区の実情】

・令和4年度から4年間の淀川区のめざすべき将来像、その実現に向けた施策展開の方向性を明らかにするための「淀川区将来ビジョン2025」を令和5年1月に策定。

(淀川区将来ビジョン2025 <https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000587021.html>)

なお、「淀川区将来ビジョン2029」を令和7年度中に策定予定であるため、策定後に参照すること。

・淀川区役所ホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/>)に、区の紹介や各種事業・取組についての情報を掲載している。特に、各地域の情報については、「地域活動協議会などの地域情報を発信しています！」

(<http://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000190679.html>)というコーナーを設け、

各地域活動協議会のフェイスブック等SNSをリンクしており、地域情報の積極的な発信を推進している。

### 【淀川区の課題】

・世帯数・人口ともに市内24区中1位となっており、大型分譲マンション建設が進み、特に子育て世代を中心としたマンション住民の地域活動参画促進が課題である。

・新築分譲及び賃貸ワンルームマンション等の共同住宅の建築により、夫婦のみの世帯や若年単身世帯が増えたが、新たに町会に加入する世帯が少ない。

・以上のことより、特に若い世代やマンション住民など、今まで地域活動に関わりの薄かった層に向けての情報発信や参加促進の取組が必要である。

・また、企業、学校、NPO等の多様な主体が地域活動の担い手として、地域等と連携する取組の促進が重要である。

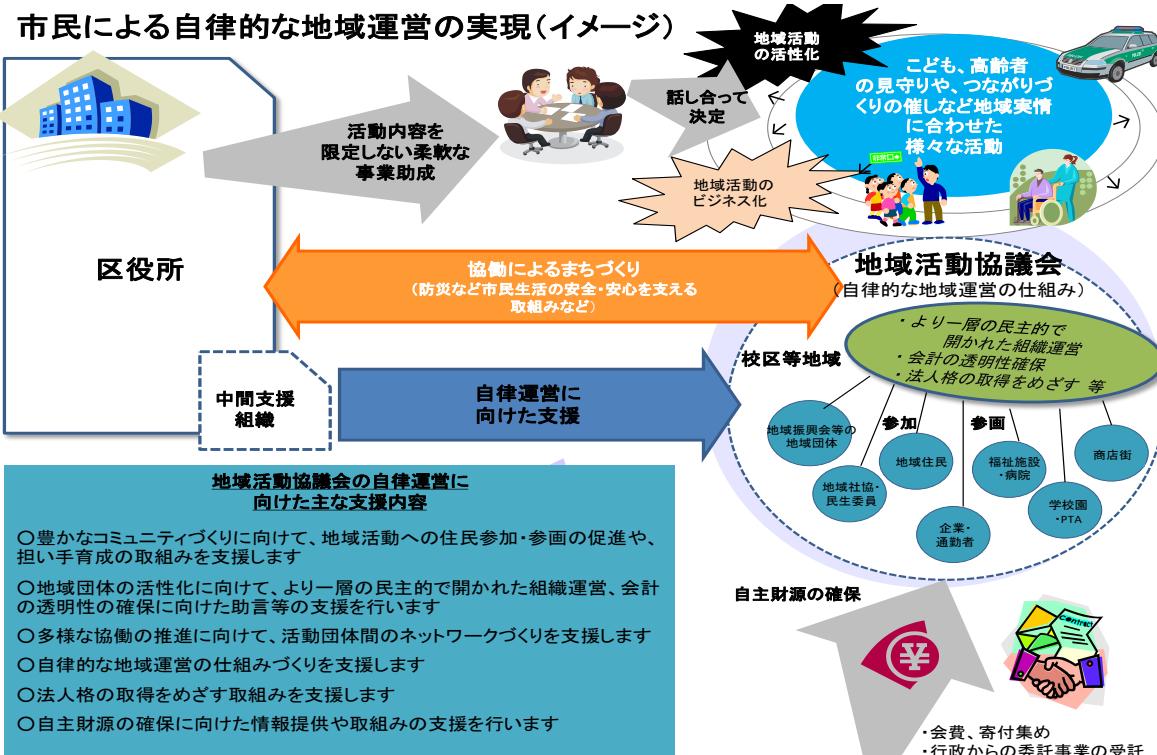
・区域は河川に囲まれ、ほとんどの地域が津波予想地域に指定されていることから、区民の防災への関心は非常に高く、区における大きな課題の一つとなっている。

・平成24年度に16地域、平成25年度上半期に2地域と、区内全18地域で地域活動協議会が形成された、「別紙1：取組状態・自律度の状況把握シート【淀川区】」において、地域差が大きく生じている状況にあり、地域の状況に応じたメリハリのある支援が必要な状況である。

各地域の地域活動協議会【地活協】の状況	【地域名】	【地域の状況等】
	新東三国地域	集合住宅の多い地域であり、地域活動に若い世代の参画が多い。
	東三国地域	工業地域・準工業地域もあるが中規模マンション住宅や戸建住宅の多い住宅街。
	北中島地域	新大阪駅、東三国駅に近く交通利便性が高いため、オフィスビルや大規模マンションが多い。
	宮原地域	阪急三国駅、新大阪駅に近く、大規模マンションの建設が相次ぎ、住民の98%は集合住宅住民。
	西三国地域	区内最北部に位置し、神崎川沿いは工業地域となっている。区画整理事業が進捗中であり、新旧住宅が混在している。
	三国地域	阪急三国駅高架化に伴い駅前広場が整備され、マンション住民も増加しているが古くからの住民も多い。
	新高地域	阪急三国駅と神崎川駅があり、神崎川沿いに工場も多い。分譲マンションの建設で子育て世代が増加している。
	西中島地域	新大阪駅周辺にオフィスビルや専門学校が立ち並び、昼間人口が非常に多い。単身勤労者の居住が多く、児童のいる世帯が少ない。
	木川地域	阪急十三駅、南方駅に近く、地域内を阪急が貫き、消防署、税務署が地域内にある。昔ながらの民家が残る下町風情を色濃く残す地域。

野中地域	製造業系の中小工場と戸建、中層マンションが混在しており、児童のいる世帯が多い。古くから居住している住民が多い。
神津地域	阪急十三駅の西側に位置し、地域内に商店街が広がっており、夜間まで人通りが多い。
新北野地域	淀川沿い東西に位置し、区内で唯一地域内に小学校がないが、地域内の神社の行事が受け継がれている。
塚本地域	JR 塚本駅東側に西淀川区と接して位置し、小規模マンションや戸建住宅が多く立ち並び、夜間人口が多い特徴がある。
田川地域	工業系の中小工場が多く、製薬会社、電器会社等の大工場も点在。工場跡地にマンションが建ち、若い世代が増えている。
三津屋地域	阪急神崎川駅西側に位置し、商店街では地域との交流イベントが盛ん。駅前マンションの住民など若い世代も多い。
加島地域	JR 加島駅前の開発に伴いマンション住民が増加。昔からの戸建て住宅も混在しており、広い敷地を有する企業も点在している。

<参考>



### (1) 淀川区まちづくりセンターの設置・運営

#### ① 開所日及び開所時間

令和8年6月1日から令和10年5月31日の土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く平日の9時から17時30分を基本とする。

#### ② 運営体制

原則として「業務責任者」「地域まちづくり支援員」及び必要に応じて「補助員（アルバイト）」を配置し、業務に従事することとし、本契約締結後に運営体制の内容を区役所に届け出ること。

なお、「淀川区まちづくりセンター」の開所時間内は、区役所からの指示及び各地域からの連絡・相談に応じることができるよう、1名以上常駐することを基本とする。

#### ③ 従事者の役割

##### ア. 業務責任者

業務を総合的に掌握し、かつ「まちづくり支援員」及び必要に応じて配置する「補助員（アルバイト）」の指揮・監督・調整を行うこととし、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援するために、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等の運営、会計、広報、担い手育

成の知識やノウハウを有している者を配置すること。

#### イ. 地域まちづくり支援員

「業務責任者」の指揮監督に従い業務に従事することとし、常に地域団体等と連携連絡を行えるよう、市民活動に関する知識を有する者を積極的に配置すること。なお、「業務責任者」が「地域まちづくり支援員」を兼ねることを可能とする。

#### ウ. 補助員（アルバイト）

「業務責任者」及び「地域まちづくり支援員」が地域への支援活動を充分に行えるよう、資料作成、電話・窓口対応等を補助すること。

#### ④ 服務規律等

ア. 従事者は、市民対応にふさわしい服装及び名札を着用し、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔にすること。

イ. 受託者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

ウ. 受注者は、大阪市の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ. 受注者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を提出すること(平成18年4月6日付け市民第19号「平成18年度 本市並びに本市監理団体が恒常に業務委託する業者について」に基づく。)。

オ. 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」(別紙2)を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

カ. 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業に関する個人情報の取扱にあたっては、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に行うこと。

### (2) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

#### ① 地域活動協議会の事務局機能充実に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導

より幅広い人たちが地域団体の活動に理解を示し参画できるよう、地域団体の活動情報の発信のほか、開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについて、必要に応じて、以下の支援を行うこと。ただし、団体としての固有事務及び組織運営事務は除く。

ア. 予算・決算、出納事務に係る指導及び助言等の会計事務支援

イ. 大阪市淀川区地域活動協議会補助金の交付申請・実績報告・精算等にかかる手続きのための支援(必要に応じて「地域活動協議会補助金申請システム」の導入支援を行うこと)。

ウ. 地域活動の紹介等を発信するための機関紙やチラシ作成、SNS掲載記事作成等に係る指導及び助言等の広報事務支援

エ. 事業計画策定、事業実施報告作成及び広報に係る指導及び助言等の事業実施支援

オ. 各種会議の進行、資料作成に係る指導及び助言等の会議の開催支援

カ. その他、団体組織運営において必要な事柄の支援

- ・個人情報保護等の制度のアドバイス
- ・職員等の雇用等における労務事務に係る支援
- ・税務事務に係る支援
- ・組織運営強化および会計事務強化を目的とした新任役員研修の実施等

#### ② 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための事業の効果的な実施支援

ア. 地域コミュニティへの参加のきっかけとなるさまざまな地域活動等を効果的に情報発信できるような手法を検討して、積極的な発信などの働きかけを進めること。

イ. 新たな担い手の拡大に向けて、各地域に配付したタブレット端末を活用し、参画募集をチラシやSNS等にて広報するなど、特に若い世代等への情報発信を念頭に地域住民に具体的な働きかけができる支援を行うこと。

#### ③若い世代やマンション住民、転入者など、今まで地域活動に関わりの薄かった層の地域活動への参画促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導

- ア. 地域活動の担い手が拡がるよう、人材の発掘・育成を行うこと。
- イ. 事業継承を見据えた助言を行うこと。
- ④ 町会加入率増加に向けた取組支援
  - 各地域活動協議会において中心的な役割を担っている町会の活動の活性化を図るために、町会加入率増加に向けた取組を支援すること。
- ⑤ 地域が行う防災訓練等の支援
  - ア. 必要に応じて、地域が行う防災訓練や避難所開設訓練等について、各地域で策定されている地区防災計画を踏まえた内容となるよう、企画段階から支援を行うこと。
  - イ. 必要に応じて、地域の自主防災組織としてのマニュアルの作成等、災害対策本部や災害時避難所の開設及び運営等に向けた支援を行うこと。
- ⑥ 地域の ICT リテラシー向上の支援
  - ICT リテラシーの向上につながるよう、必要に応じて企業や NPO 等と連携するなどし、発信（地域運営）側と受信（地域住民等）側の両面から ICT を活用した支援を行うこと。
- ⑦ 地域自らが課題解決を行う支援
  - ア. 必要に応じて地域活動協議会が開催する運営委員会等の会合に参加するなど、地域の課題やニーズを把握し、総意形成機能の充実に向けて必要な支援を行うこと。なお、支援にあたっては、各地域が保有する「地域ノート（カルテ）」を活用するなど、地域自らも課題認識を持つことができるようすること。
  - イ. 地域間の交流や共通する課題についてのワークショップを開催するなど地域の課題解決に向けて必要な支援を行うこと。
- ⑧ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
  - ア. 必要に応じて、大阪市区分推進基金をはじめとした各種基金事業などによる助成金申請のための支援を行うこと。
  - イ. 必要に応じて、各種民間助成金申請のための支援を行うこと。
  - ウ. 必要に応じて、企業等からの広告収入や寄附を受けるための支援を行うこと。
  - エ. 必要に応じて、事業実施における収支改善等のための支援を行うこと。
  - オ. 必要に応じて、その他自主財源獲得のための支援を行うこと。
- ⑨ 地域活動協議会が行政の委託事業を受託するためや地域課題をビジネス手法で解決するための助言・指導
  - ア. 必要に応じて、国・府・市など行政からの委託、とりわけ、大阪市からの協働型の事業委託を地域活動協議会が受託するための支援を行うこと。
  - イ. 必要に応じて、子育てや高齢者への支援、地域の安全・安心の確保、まちの美化、地域の魅力発信など多様な分野における地域活動について、コミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の促進に向けて、情報提供や専門相談機関等への連絡・調整などの支援を行うこと。
- ⑩ NPO 等の法人化を希望する地域活動協議会に対しての情報提供や申請手続きの助言
  - 必要に応じて、地域活動協議会が特定非営利活動法人、認可地縁団体、一般社団法人など法人格を取得するための支援を行うこと。

### (3) 多様な主体との連携・協働の促進

- ① 必要に応じて、地域活動協議会の構成団体以外の NPO 、専門学校、企業、地縁型団体等多様な主体と連携・協働し、地域特性に応じた課題の解決に向けた支援を行うこと。
- ② 必要に応じて、多様な主体が地域活動協議会の新たな構成団体となるための支援を行うこと。
- ③ 淀川区社会福祉協議会などの専門性を有する団体の会議等に積極的に参加し、そのつながりを地域への支援に有効活用すること。
- ④ 多様な主体と連携・協働した取組を実施した場合は、その取組事例を全地域が共有できるよう情報発信し、連携・協働の促進を図ること。

### (4) その他

- ① 業務計画書の作成
  - 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、区役所に提出しなければならない。
- ② 業務報告書の提出等
  - ア. 月次報告書
    - 受注者は、毎月翌月 10 日以内に、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（様式：別紙 3）及び日々の勤務実績表を作成し、区役所に提出すること。

イ. その他、業務に関する書類を区役所の求めに応じて提出すること。

③ 連絡調整会議等について

大阪市市民局が随時開催予定の各区役所と各区役所の受託事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、区役所及び大阪市市民局から、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合があるため、これに協力すること。

④ 調査研究による地域支援機能の向上

広報事務支援や会計事務支援をはじめとする各種地域支援にかかる機能の向上を図るため、必要に応じて調査研究を行うこと。

## 5 本業務における成果指標

- (1) 別紙2「取組状態・自律度の状況把握シート【淀川区】」に記載の各地域における「取組状態」「自律度」の結果  
⇒現状維持または向上

- (2) 大阪市が地域活動協議会に対して毎年度実施するアンケート調査の結果

⇒「まちづくりセンター等は、地域の実情やニーズに即した支援を実施していると思う」との回答割合(94.4%以上)

上記「(1)」「(2)」の指標が達成できない見込みの場合は要因分析を行い、分析結果を記載のうえ「業務完了報告書」とあわせて区役所に提出すること。

## 6 事業評価等について

事業評価及び検証を実施する予定であるため、区役所が求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受注者が改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し、業務を遂行するものとする。なお、この事業評価及び検証の結果については公表する。

## 7 委託期間

令和8年6月1日から令和10年5月31日

## 8 業務完了報告書について

業務完了報告書には、業務の詳細な内容を明記し、必要な書類を添付のうえ区役所に提出すること。

## 9 再委託について

- (1) 業務委託契約書（長期継続契約用）第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（長期継続契約）第16条第2項及び

第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 10 事務引継ぎについて

受注者は、令和8年5月31日までの本事業の業務委託受注者からの事務引継ぎを受けること。また、令和10年6月1日以降の本事業の業務委託を他の事業者が受注することとなった場合、当該業務委託の締結までの間に事務引継ぎを行うこと。なお、引継ぎの際は、適宜区役所が立ち会うものとする。

## 11 その他

- (1) 淀川区内各地域の概要及び諸統計については、大阪市ホームページの「統計情報」等を適宜参照すること。
- (2) 本業務委託については、地域実情に合わせ、区役所の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。
- (3) 本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。
- (4) 受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。
- (5) 各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うこと。
- (6) 区役所の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。
- (7) 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (9) 契約締結までの間に、区役所及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。
- (10) 本事業は、当該委託期間にかかる年度の大阪市予算が発効したときに効力を発するものとする。
- (11) 本業務委託にかかる地域への支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担。）。
- (12) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、区役所に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

## 取組状態・自律度の状況把握シート【淀川区】

めざす状態 向けた 課題・取組		具体的な取組		新東三国地域活動協議会			東三国地域活動協議会			北中島地域活動協議会			宮原地域活動協議会			西三国地域活動協議会			三国地域活動協議会			新高地域活動協議会			西中島地域活動協議会			木川地域活動協議会					
				R5 期末		R6		R5 期末		R6		R5 期末		R6		R5 期末		R6		R5 期末		R6		R5 期末		R6		R5 期末		R6			
				取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度	取組状態	自律度
I 地域課題への取組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに對応した活動の実施	地域課題やニーズの把握ができている	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→
				○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→
				○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→
				○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	B	○	A	↑	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→
				○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→
				○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	B	○	B	→	○	B	○	B	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→
II つながりの拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む）	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	基本	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					基本	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					基本	③さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					基本	④さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					発展	⑤新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					発展	⑥地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	△	B	△	B	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
III 組織運営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働【外部との連携・協働】	地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。	基本	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	△	B	○	B	↑	○	A	○	A	→		
					基本	②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	△	B	○	B	↑	○	A	○	A	→		
					基本	③監事による監査が実施されている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					発展	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。	×	—	×	—	→	○	A	○	A	→	×	—	×	—	→	×	—	×	—	→	○	A	○	A	→		
					発展	⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等）	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	△	B	△	B	→	○	A	○	A	→		
					発展	⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	×	—	×	—	→	○	B	○	B	→	×	—	×	—	→		
III 組織運営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	会計事務の適正な執行	多様な媒体による広報活動	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等）	基本	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等）	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					基本	②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					基本	③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→		
					発展	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	×	—	×	—	→	○	A	○	A	→	△	B	△	B	→	○	A	○	A	→	△	B	△	B	→		
					発展	⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。	△	B	△	B	→	○	A	○	A	→	×	—	×	—	→	○	B	○	B	→	×	—	×	—	→		
					発展	⑥著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。	○	A	○	A	→	○	A	○	A	→	○	A</td															

## 取組状態・自律度の状況把握シート【淀川区】

10                    11                    12                    13                    14                    15                    16                    17                    18

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和 年 月 日

淀川区長様

受注者 住所又は  
事務所所在地

名称又は商号

氏名又  
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

**淀川区まちづくりセンター**  
**業務実施報告書（月次）**  
**（令和〇年〇月）**

令和〇年〇月〇日  
 淀川区まちづくりセンター  
 業務責任者

(斜体文字は記載例)

### 1 活動概要

活動概要を総括的に記載

### 2 淀川区まちづくりセンターの活動状況

#### (1) 各地域への支援状況

地域名	支援内容	仕様書該当項目
新東三国	補助金申請システムによる決算処理にかかる支援 〇月〇日開催予定の〇〇イベントチラシ作成にかかる助言 運営委員会への参加による情報収集	(2) ①イ (2) ①ウ、② (2) ⑦
東三国	近隣企業との協働イベントの実施に向けた支援	(3) ①
北中島		
宮原		
西三国		
三国		
新高		
西中島		
木川		
木川南		
十三		
野中		
神津		

新北野		
塚本		
田川		
三津屋		
加島		

(2) その他の活動状況

○月○日 まちづくりセンターFacebook 投稿○件

○月○日 ○時～○時 ○〇〇・・・について区役所と打合せ

○月○日 市民局主催研修に参加（業務責任者1名、支援員2名）

○月○日 まちづくりセンター主催「○〇〇〇〇講座」開催

(3) 地域への支援やその他の活動で得られた課題・ニーズ等

- ・○○地域においては○○株式会社の協力のもと○○○○を目的としたイベントの企画を進めている。
- ・市民局主催研修に参加し、○○に有効な方策についての見識を深めることができた。

3 今後の予定

## 勤務実績表

(様式は任意)

○月		出勤状況					
		業務責任者	地域まちづくり支援員				
		○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
1	月	9:00~17:30	9:00~17:30	9:00~17:30	休暇	13:30~20:00	指定休
2	火						
3	水						
4	木						
5	金						
6	土						
7	日						
8	月						
9	火						
10	水						
11	木						
12	金						
13	土						
14	日						
~~~~~	~~~~~			/ / / / / / / /	~~~~~	~~~~~	~~~~~

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。